

18.01.03

出願の変更における新たな意匠登録出願についての新規性の
喪失の例外の規定の適用について

1. 出願の変更における新たな意匠登録出願について意匠法第4条2項〔新規性の喪失の
例外〕の規定の適用を受けられることができる場合

(1) もとの特許出願又は実用新案登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を
受けようとする旨を記載した書面を出願と同時に提出し、かつ、証明書を30日以内
に提出しているとき。(当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由に
よる期間徒過後の救済については、方式審査便覧04.04)

(2) もとの特許出願又は実用新案登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を
受けようとする旨を記載した書面のみを提出している場合であって、出願の変更がも
との出願の日から30日以内に行われたとき。

この場合は、新たな意匠登録出願についてもとの出願の日から30日以内に証明書
を提出しなければならない。(当該書面を提出する者の責めに帰することができない
理由による期間徒過後の救済については、方式審査便覧04.04)

なお、もとの出願について新規性の喪失の例外の規定の適用の手続を行っていない場合
であっても、意匠の公開の日から1年以内に変更し、かつ、新たな意匠登録出願の際に、
新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を出願と同時に提出
し、かつ、証明書を30日以内に提出しているときは、上記と同様に意匠法第4条第2項
の規定の適用を受けられるものとして取り扱う。

また、分割出願の場合においても同様とする。